

令和2年度敬老祝金について

肝付町では高齢者の方の長寿をお祝いするとともに敬老の意を表し、併せてその福祉を増進することを目的として敬老祝金の支給を行っています。例年は、町職員が対象者のご自宅へお祝い金の支給にお伺いさせていただいておりましたが、本年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、対象者の口座へ振込にて敬老祝金を支給させていただきます。対象者の方へはおって案内文書を送付いたしますのでご確認いただき、口座登録申請書のご提出をお願いします。

令和2年度敬老祝金対象者

基準日（令和2年9月1日）において本町に住民記録のある方で、下記の年齢（誕生日で確認）の方が対象となります。

満年齢	誕生日	金額
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	3,000円
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	10,000円
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	15,000円
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	20,000円
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日	25,000円
100歳以上	大正10年4月1日以前に生まれた方	50,000円

※前年度までの税金・介護保険料・水道料・住宅料および後期高齢医療保険料のいずれかに滞納がある場合は支給を保留させていただきます。

お問い合わせ先 肝付町役場 福祉課 福祉推進係 ☎ 0994(65)8413

「お試し」「1回だけ」のつもりが定期購入?! 契約条件をしっかりと確認しましょう 心配な時は消費生活相談窓口へご相談ください

相談事例

スマートフォンでサプリメントを500円で購入できるという広告を見て申し込み、商品を受け取った。最近になって、再び同じ商品が届き、今度は6,000円以上になるとの請求書が入っていた。事業者に電話したところ、4回購入が条件の定期購入だと言われた。画面の下の方にそのような説明が書かれていたようだが、申込みの際は気付かなかった。

トラブルに遭わないために

- テレビやインターネットの広告を見て、健康食品等を低価格で購入できると思って申し込んだが、実際には数カ月の定期購入が条件となっていたと言う相談が寄せられています。
- 定期購入の契約条件によっては途中で解約ができなかったり、解約しようと事業者に連絡しても、電話が繋がらなかったりする場合も多くあります。
- 「解約はいつでも簡単にできる」と謳いながら、解約できる期間が短く設定されていたり、解約時身分証の添付を求めたりする事業者もいます。
- 商品を注文する前に、特に最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、契約内容や解約条件等をしっかりと確認することが大切です。
- 困った時はお早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

■ お問い合わせ先：消費生活相談窓口（内之浦総合支所 産業創出課内） ☎ 0994(67)2116

消費者ホットライン ☎ 188（平日は肝付町、土・日・祝日は県・若しくは国の相談センターに繋がります）